保育ソーシャルワークとスーパービジョンに関する研究

若宮 邦彦

Research on childcare social work and supervision Kunihiko WAKAMIYA

キーワード:保育ソーシャルワーク スーパービジョン ソーシャルインクルージョン ダイバーシティ 保育ソーシャルワーカー概要:本研究では近年、「保育」の位置づけがどのように変化してきたかを整理・分析し、ソーシャルワーク実践における保育ソーシャルワークの理論化を企図した。さらに保育ソーシャルワーク論の諸相にふれながら保育ソーシャルワークとスーパービジョンに係るパラダイムを提案し、双方の関係の課題を論じることを目的として保育ソーシャルワークとスーパービジョンの関連を明らかにした。保育スーパービジョンについて言及した多くの研究においては、その概念の曖昧さ、未発達、未体系化、時にはその機能不全に対する指摘さえなされている。ソーシャルワークとスーパービジョンの関係、保育ソーシャルワークとスーパービジョンのあり方の議論の中で各々を結びつけるものが不十分であることが明らかになった。課題として保育スーパービジョン理論の精緻な理論体系の構築に向けては、あらためてソーシャルワーク実践としての保育に求められる知識と技術を明示すること。さらに、理論を実践に反映させるためには理論的成熟に加えて、その担い手となる保育スーパーバイザーの養成システムの確立が示された。

はじめに

1946年制定の『日本国憲法』では、子どもを 含めた国民の権利を保障するための国家責任が 明示されている。子ども家庭福祉の理念を規定 する条文として第25条の国民の生存権と国家責 任による福祉の推進(「生存権及び国民生活の社 会的進歩向上に努める国の義務」)があげられる。 1948年に児童福祉法が制定され、それと共に正 式に保育所が児童福祉施設という法的な施設とし て認可された。つまり、保母(現保育士)は社会 福祉関係の資格としては最も古い歴史を有する。 2017年改正『児童福祉法』第1条は「全て児童は、 児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切 に養育されること、その生活を保障されること、 愛され、保護されること、その心身の健やかな成 長及び発達並びにその自立が図られることその他 の福祉を等しく保障される権利を有する。」と述 べている。これらの理念はすべて受動態の表現と なっており、子どもが社会から保護される権利を 有することを明示している。

本研究では近年、「保育」の位置づけがどのように変化してきたかを整理・分析し、ソーシャルワーク実践における保育ソーシャルワークの理論

化を企図する。さらに、ソーシャルワークとしての保育実践をより効果的ならしめるために保育ソーシャルワーク論の諸相にふれながら保育ソーシャルワークとスーパービジョンの関連、そして保育ソーシャルワークとスーパービジョンに係るパラダイムを提案し、双方の関係の課題を論じることを目的とする。ここではミクロレベルからマクロレベルまで鳥瞰的にとらえていくことで、スーパービジョンを臨床実践の中に位置づける事の必要性を提言する。

1. ソーシャルワークと保育の関連

保育士の専門性については、その立場や視点によって様々な主張がある。子どもたちの健やかな成長に向けての支援を提供するという、子どもの発達支援に着目した保育計画の立案及び実践能力に専門性を見い出そうとする立場、また、教育的視点に立脚した設定保育等の指導的実践能力に専門性を位置づける見解もある。

鯨岡峻は、保育士の専門性について第一に保育 理論や理念を背景とし、「保育者の理論的・理念 的専門性または保育者の計画・立案の専門性」¹⁾ とし、その要素を子どもの知的発達や関係性の発 達についての専門的知識、発達過程における五領域(健康・人間関係・環境・言葉・表現)や各種行事や親・保護者ニーズなどの周辺的専門知識と整理している。さらにもう一点は「保育の各季・・・にふさわしい保育の場を構成しつつ、それを年間カリキュラムにまとめ上げ、日々の保育を計画・立案する」²⁾ と専門的知識を具体的に保育実践へと展開するマネジメントに関する知識であると主張している。

また、第二の専門性については大きな保育目標 に関わる子ども一人ひとりの個性を尊重し、豊か な成長・発達を遂げる点と子ども同士がお互いを 認め合い、尊重し、思いやる仲間として成長し合 う関係性を重視する点と述べている。また、この 点については保育者の「尊重・認める」視点と同 時に「指導・教育」という両義的な側面において 保育者の専門性が問われると言及している。山縣 文治はソーシャルワーカー(以下、ワーカー)と しての保育士の専門性についてあまり関心が寄せ られてこなかった背景を次のように分析している。 「保育サービスは児童福祉の中でももっとも大き なシェアを占め、社会福祉全体からみた位置も量 的にはきわめて大きい。逆に、このことが保育サー ビスを、一般の児童福祉サービスとは独立して存 在するサービスとして、社会的に位置づけさせる ことになり、保育サービスにおける福祉的意味を 忘れさせることになった。」3)また、野澤正子は[こ れまで保育内容における技術とは、主として音楽、 絵画制作、体育の基礎技能にかかわる技術を指す ことが多かった。」4)と保育内容や子どもの発達 支援・教育的側面への関心が高かったと指摘して いる。

1997年の児童福祉法の一部改正により、保育所自体にも、保育に関する情報提供及び乳幼児等の保育に関する相談についての努力義務が設けられ(第48条の3)、保育所を利用していない家庭を対象とした相談や情報提供が強化された。さらに、地域における子育で支援の重要性の高まりなどへの対応として、2001年に児童福祉法が一部改正され、保育士資格の法定化が図られた。保育士の定義については、「登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術を用いて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」(第18条の4)と定められ、保育所の子育で支援機能を保育士の職務内容に明確に位置づけるなどの改正が行われ

た。このため、保育所に勤務する保育士には、乳 幼児等の保育に関する相談・助言を行うための知 識及び技術の習得・維持、向上に努めるべき義務 が規定された(第48条の3第2項)。

厚生労働省では、保育を取り巻く環境の変化等 を踏まえ、保育所保育指針の改定(訂)作業に向 けた取組みが行われ、新保育士養成課程が2002 年度から施行された。これまでの改正点において も「社会福祉Ⅱ」から「社会福祉援助技術」への 名称変更、「家族援助論」の新設、「障害児保育」「養 護内容」の演習科目としての必修化等、保育所以 外の児童福祉施設における保育士としての専門性 の向上、育児相談等家族支援といった時代の要請 に応じた科目の強化であると説明されている。さ らに2019年の保育士養成カリキュラム改編にお いては、「保育相談支援」「相談援助」を「子育て 支援」へと集約する形となるなど家庭支援機能を 重視したワーカーとしての保育士の専門性が再認 識され、その具体的内容の検討が求められている ものと言える。

つまり、これらの保育士養成課程の改正により 保育所にはこれまでの子どもの教育・発達支援に 立脚した専門性に加えて保護者を含めた家族を対 象とし、相談援助機能やカウンセリング機能を発 揮しながらクライアントを包括的にサポートする ワーカーとしての専門性が求められるようになっ た。これは人、環境との関係性の在り方へという 援助の視点の転化を示唆するものであり、ワー カーとしての保育士の専門性に対する再認識を迫 るものであった。

このような動向に関し今堀美樹は、「親・保護 者を含めた家族支援等の相談援助に関する専門性 に着目し、社会福祉専門職としての保育士の実践 を保育ソーシャルワークとして再構築する方向を 模索している。」5)と問題提起をしている。さら に鯨岡は、既存の科学的知識・技術を実践に適用 する従来の専門職像に対し、自身の行為を省察し 実践を通して知識を生成する「省察的実践者」6) という新しい専門職像を通じ、権威を有する技術 的熟達者としてのパターナリズムともいえる専門 職観に対する批判とともに一石を投じている。こ れは社会科学に帰属し、応用科学であり、偶発性 を多く含み、不確実で多くの曖昧さを有する対人 援助実践としての保育に対し、専門的理論や技術 が不断に問い直されるものであるという「振り返 り」の視点が軽視されていると主張するものであ り、換言すればソーシャルワークの実践過程にお けるモニタリングの重要性を示唆したものであろ う。

2003年7月に国、地方自治体及び企業におけ る10年間の集中的・計画的な取組みを促進する ため、『次世代育成支援対策推進法』が制定され た。その基本的な考え方として、保育所等が地域 子育て支援センターとして、広く地域の子育て家 庭の相談に応じるとともに、虐待などに至る前の 予防対応を行うなど、一定のソーシャルワーク機 能を発揮していくことが必要である」 7) と子育 て支援施策の基本的方向の1つとしてのソーシャ ルワーク機能の発揮・強化が打ち出されるととも に、その機能を担う保育士の専門性向上について の提案がなされた。これは、保育所等が入所(園) 中の子どもの発達支援、教育のみならず、その保 護者に対する子どもとの関係等をふまえた適切な 支援、さらには地域の子どもや、その保護者に対 する子育て支援の役割を示唆するものであった。

2008年3月「保育所保育指針」厚生労働省・ 児童家庭局保育課においては保育士が担う一部の ソーシャルワーク機能として、相談援助の専門性、 家庭や地域社会との密な連携、虐待予防、アドボ カシー (権利擁護)機能などが今日的視点として 強調されている。これらは乳幼児の発達支援、生 活支援を主とするミクロレベルの保育から、保護 者支援(入所児童の保護者への支援)・地域子育 て支援(在宅子育て家庭への支援)といったメゾ レベルへという質的転換を求めるものといえよう。 この点について網野武博は「子育て支援、特に保 護者に対するケースワーク(個別援助技術)を主 とした相談援助という専門機能にふれながら、保 育所の対象が在園する子どものみから、地域の保 護者へと広く拡大したことが、今後、保育士がソー シャルワーク機能を強化すべき必然性である。」⁸⁾ と述べている。

また、伊藤良高は新たな保育所機能を展開する上で保育士の専門性について「保育所等が地域子育て支援センターとして、地域の子育て家庭に対する相談援助機能を強化するとともに、虐待などの問題が顕在化に至る前の潜在的ニーズへの予防対応をも含めた、アウト・リーチのスタンスを重視した一定のソーシャルワーク機能が要求される。」⁹⁾とコミュニティソーシャルワーク(地域福祉援助技術、以下、コミュニティワーク)の視点から先駆的に主張している。

さらに 2017 年 3 月改定「保育所保育指針」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局)においても第 4章 3 地域の保護者等に対する子育で支援「(2)地域の関係機関との連携」で「市町村の支援を得て、地域の関係機関との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育で支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること」と行政や関連機関との連携など、ネットワーク体制の構築といったケアマネジメント機能やコミュニティワーク機能の展開を示唆している。すなわち、子どもの発達支援、地域子育で支援、保護者支援、アドボカシー(権利擁護)、地域支援ネットワークシステムの構築、といった援助方法を横断的かつ総合的にマネジメントするためのシームレスケアへの質的転換を求めるものである。

このように、ソーシャルワークと保育の関連について先行研究を俯瞰すると、近年の社会福祉制度、政策、サービス提供の理論的枠組みが大きく変貌した背景には社会福祉サービスが、その対象を一部のマイノリティから「すべての人々」を対象としたサービスメニューの普遍性を強調するウェルビーイング・サービスへの転換があった事がうかがえる。すなわち、子ども家庭福祉がサービスを受ける側の意識が、そのあり方に反映されるべきとの立場から「与えられる福祉」から「クライアント主体で形成する福祉」を論じる新たな潮流をもたらしている。そのキーワードはソーシャルインクルージョンである。

つまり異なる生活や価値観やダイバーシティ (多様性)を双方が認め合い、変化と成長を促し 新たな地域・文化の形成に関与することになる。 今後、求められる保育士の臨床実践も他専門職と 同様にクライアントのウェルビーイング確保のた めにどのように貢献できるか明言できなければな らない。したがって、ソーシャルワークとしての 保育の社会的意義をふまえ、対象となる人間その ものについて、また、社会構造について、行動や 情動等の心理面についての理解とそれに関する専 門知識が要求されることになるであろう。

2. 保育ソーシャルワーク論の諸相

少子化対策が大きな社会問題となり始めた 1990年代以降、保護者支援・子育て支援の必要 性が唱えられるようになった。その後「子育て支 援」がキーワードとなり、企業や地域社会を含め 社会全体で取り組んでいくことが課題であると提 起された。具体的な施策としては、地域子育てネットワークの構築に向けて育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援などを行う地域子育て支援拠点事業や保護者の育児疲れに対するレスパイトとして一時預かり事業や預かり保育等、多くの子育て支援事業が展開されるようになった。さらに2003年の厚生労働省報告書「社会連帯による次世代育成支援に向けて」では保育所等の地域子育て支援センターとして、相談援助・虐待などに至る前の予防対応を行うなど、一定のソーシャルワーク機能が、その専門性として明示された。

その背景には、急激な少子化の進行や社会構 造・家庭・地域を含むコミュニティの変貌や個人 のライフスタイルや価値観の多様化といった子ど もと家庭を取り巻く環境が著しい変化がうかがえ る。また、子ども自身においては生活習慣や食習 慣の乱れ、規範意識の低下、運動能力やコミュニ ケーション能力の低下、小学校生活への不適応な どといった問題が指摘されている。一方で保護者 については子育てに対する無理解や孤立化に伴い、 過保護や過干渉、育児不安や子ども虐待といった 子どもと保護者の関係に起因する問題が指摘され ている。さらに先述のように2008年3月「保育 所保育指針」厚生労働省・児童家庭局保育課にお いては保育施設・保育者がソーシャルワーク的専 門性を駆使し、子育て支援に積極的に対応してい くことの意義が示された。

近年、保育とソーシャルワークの学際的領域で ある「保育ソーシャルワーク」への関心が高まっ てきており、多くの研究者・実践家によって子ど も・保護者支援、地域子育て支援などを対象とす る保育ソーシャルワーク論が展開されている。そ の専門性についても多くの議論があるが、石井哲 夫は保育士の地域子育て支援や増加するこども虐 待に対するセーフティネットの役割をもふまえた ソーシャルワーク機能の強化を主張し¹⁰⁾、網野 は、保護者に対するケースワークを主とした相 談援助の専門機能に着目している。11) これらに おいては子どものみならず親・保護者を含めた家 族を対象とし、心理面をも含みながら包括的にサ ポートするソーシャルワーカーとしての専門性と いう共通性がある。谷口泰史は現在の保育者の専 門性の脆弱さを指摘し、「自立支援・家庭支援の ソーシャルワーク具現化の際のスキル、課題解決 型のアプローチの必要性」12)を主張している。

これらの議論に象徴されるように、「保育ソーシャルワーク」という用語の背景には、先述のように、近年の子どもと子育て家庭、地域を取り巻く環境の変化と、それに伴う家庭、地域社会における子育て力の低下、子ども自身の育ちの変容等が新たな社会問題として顕在化してきたことにあろう。

先述のソーシャルインクルージョンの視点に立 脚すれば、異なる生活や価値観やダイバーシティ (多様性)を認め合い、変化と成長を促し新たな 地域・文化の形成に関与することになる。今後、 求められる保育士の臨床実践も他専門職と同様に クライアントのウェルビーイング確保のためにど のように貢献できるか明言できなければならない。 したがって、ソーシャルワークとしての保育の社 会的意義をふまえ、対象となる人間そのものにつ いて、また、社会構造について、行動や情動等の 心理面についての理解とそれに関する専門知識が 要求されることになるであろう。その専門性につ いても多くの議論があるが、子どものみならず親・ 保護者を含めた家族を対象とするファミリーソー シャルワークに加え、心理面をも含みながら包括 的にサポートするソーシャルワーカーとしての専 門性が求められている。

近年、保育界にあっては、保育ソーシャルワークに対する関心の高まりとともに、保育者を対象とした保育ソーシャルワークをテーマとする研修も数多く開催されるようになっている。

保育士はその資格・職種が児童福祉法に規定さ れており、専門性については、立場や視点によっ て様々な主張がある。また、永野典詞は保育現場 の実践とソーシャルワーク理論の乖離 (かいり) について指摘し、その親和性の意義を主張してい る。13) さらに、伊藤は先述のように新たな保育 所機能を展開する上で保育士の専門性について述 べている。この伊藤の主張においては、近年増加 しているソーシャルワーク的支援を必要とする家 庭の子育て支援などの新たな対応に向け、一定の 実務経験を積んだ保育士等を、こうした役割を担 うスタッフ(保育ソーシャルワーカー)としての 養成、教育していくシステムの在り方の提案をし ている点が注目される。このように先行研究にお いても保育ソーシャルワークというワードが整理 されつつある。これらにおいては先述したソー シャルワーカーとしての専門性という共通性があ る。つまり子どもの発達支援、教育という個別ニー ズに加えて家族背景や社会的側面、アドボカシー(権利擁護)、さらにはソーシャル・サポート・ネットワークの有無などを視野に入れた援助のあり方が求められている。換言すれば、保育ソーシャルワークの基本視点として、子ども、家庭、地域をホリスティック(全人的・包括的)にとらえる視点に立脚したソーシャルワークの展開や保護者、関連機関との連携など、子育てをめぐる協働性の開発といったコミュニティワーク機能やケアマネジメント機能を示唆しているといえよう。

しかしながら、保育ソーシャルワークを子どもの最善の利益の尊重、子どもと家庭のウェルビーイングの実現に向けて、学際的領域における新たな理論と実践であるという点は認めつつも誰がどのように担うのか、そのシステムについては統一した見解はみられないことも事実である。このような背景を鑑みると、保育ソーシャルワークという言葉が独り歩きすることになってしまい、自らの保育実践や子育て支援実践がどのように子どもや保護者、家庭の福利に貢献しうるのかという視点が欠落する可能性があり、慎重な議論が求められている。

3. 保育ソーシャルワーカー養成の動向

近年、急速な少子高齢化の進展ならびに子ども・ 家庭、地域を取り巻く環境の変化に伴い未就学の 子どもの保育・教育、家庭・地域の子育て支援の ニーズは多様化している。

それに伴う保育施設に対する期待も拡大・深化してきている。つまり利用する子どもの保育のみならず地域の社会資源の開発も含む活用、有機的連携を図りながら、保護者支援、地域の子育て支援といったニーズの高まりがうかがえる。こうしたなかにあって、子ども・子育て支援を総合的にマネジメントする資質を備え、保育者としての専門性とスキルをベースに保護者支援・子育て支援をスペシフィックに展開する専門職としての保育ソーシャルワーカーに期待が高まっている。

しかしながら、保育ソーシャルワークの定義や 内容については、多くの論者が「保育所で行われるソーシャルワーク活動」あるいは「保育士によるソーシャルワーク」¹⁴ というように、保育所・保育士を軸にする主張、外部から保育所にアプローチする、いわゆる保育所訪問支援のスタンスに関する主張と様々である。

山本佳代子は「保育所におけるソーシャルワー

ク機能の実践的展開という側面から、近年における保育ソーシャルワークのあり方については未だ十分な議論や見解に至っていない。」¹⁵⁾ と指摘しつつ、1つの方向として人材養成の重要性に着目している。また、永野は「保育ソーシャルワーカーには保育の専門性とソーシャルワークの専門性、これら双方を併せ持つことを重視し、保育士資格、幼稚園教諭免許状、社会福祉士資格を有する者が保育ソーシャルワーカーになるための条件。」¹⁶⁾ と、その体制について議論している。

今堀美樹は、「保育士の社会福祉援助職として の専門性が、子育て支援という保育サービスに対 する新たな考え方を背景に再認識され、その具体 的な内容について検討が求められている」17)と 唱え、社会福祉専門職としての保育士の実践を保 育ソーシャルワークとして再構築する方向を模索 している。これが示すことは、保育とソーシャル ワークは、それぞれが役割・機能や必要とされる 固有の専門性を持っており、相対的に異なるもの であるということである。同時に、保育とソー シャルワークはともに、そのめざすものが人間の 福祉(ウェルビーイング)の増進であり、人権と 社会正義の原理を有するなど、多くの部分で重複 していることを認識しておく必要がある。そして、 その理論的かつ実践的な枠組みを設定するなかで、 独自の学術的な体系を構築が求められるといえよ

こうしたなかにあって伊藤は、新たな保育所機能を展開する上で保育士の専門性についてふれながら、保育ソーシャルワークを中核的に担う専門職としての公証たる免許・資格をいかに位置づけ、構想していくか、という問題について「近年増加している家庭の子育で支援などの新たなニーズへの対応に向け、保護者支援・子育で支援をスペシフィックに担う人材の養成、教育していくシステムの在り方」¹⁸⁾を強調するとともに、保育現場に親和性のあるソーシャルワーク理論と実践モデルを備えた保育ソーシャルワークの枠組みの確立の意義を主張している。

なかでも近年増加しているソーシャルワーク的 支援を必要とする家庭の子育て支援などの新たな 対応に向け、子ども・子育て支援を専門的かつ中 核的に担うことのできる資質・力量を持った専門 職としての保育士に対する期待から、一定の実務 経験を積んだ保育士等を、こうした役割を担うス タッフ(保育ソーシャルワーカー)としての養成、 教育していくシステムの在り方の提案をしている 点が注目されている。

保育学界及びソーシャルワーク学界において、 保護者に対する支援、子育て支援、ファミリーソーシャルワークを保育施設・保育者の新たな役割・ 機能として位置づける保育ソーシャルワーク論が 積極的に展開され始め、その理論と実践の組織化 と体系化を求める機運が高まってきた。

そして、保育ソーシャルワークを学術的に研究する専門学会として 2013 年 11 月に日本保育ソーシャルワーク学会が設立された。その意義について、伊藤は「一地方からの発信となる全国学会の誕生のほか、高度に専門的な保育ソーシャルワークの研究・交流の促進や保育ソーシャルワークに関する中堅・若手研究者及び実践者の育成」¹⁹⁾としている。

その目的として「日本保育ソーシャルワーク学会会則(2013年11月)」²⁰⁾によれば、その目的として、『保育ソーシャルワークの発展を期し、保育ソーシャルワークに関する研究及び交流を図り、もって、子どもと家庭の幸福の実現に資すること』(第3条)を掲げている。

日本保育ソーシャルワーク学会認定資格「保育ソーシャルワーカー」養成研修の実施については、同学会は、保育ソーシャルワーカーを「保育ソーシャルワークに関する専門的知識及び技術をもって、特別の配慮を必要とする子どもと保護者に対する支援をつかさどる者」と定義づけている。子ども・保護者の育ちとライフコース全般を視野に入れ、子ども・家庭・地域をホリスティックに支援することをマネジメントする専門職としての「保育ソーシャルワーカー」養成を目指しており「2016年度以降、「初級」「中級」「上級」 3 等級の保育ソーシャルワーカーの養成研修、資格認定・登録が始められており、今後の動向とその成果が注目されている。

今後、保育ソーシャルワーカーの養成については保育ソーシャルワーカーの基盤である、保育ソーシャルワーカの定義の明確化と保育ソーシャルワーカーの専門性と機能の具体化、そして保育ソーシャルワーカー養成、研修などについて包括的、体系的な制度の構築や創設が望まれる。これは日本の保育実践・ソーシャルワーク実践に即した理論化の模索であり科学性に裏打ちされた理論を構築し、その臨床実践における子ども・保護者の福利利、関係の質の保証に努める社会的責務を

担うものである。

4. 保育スーパービジョンの動向と展望

2008年3月改定厚生労働省「保育所保育指針」以降、保育所の地域における子育で支援の意義が強調され保護者への相談援助等も含めた児童福祉施設における社会福祉専門職(ソーシャルワーカー)としての役割の強化が明示された。また、2017年改正保育所保育指針においても「施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。」²¹⁾とし、施設長、主任保育士、主幹保育教諭等リーダーの保育所職員の資質向上に資する指導、助言の有用性が指摘されており、この点はソーシャルワークの関連技術であるスーパービジョンを示唆するものである。

このように、保育界においては保育ソーシャルワークへの関心の高まりとともに、「保育ソーシャルワーク」という言葉が、保育学界及びソーシャルワーク学界並びに保育所等保育現場で意識的に活用されるようになってきており、それをキーワードに保育スーパーバイザー養成研修等の保育者を対象とした研修会が広く開催されるようになっている。

全国保育士会による施設長、主任保育士、主幹保育教諭を対象としたリカレント教育「保育スーパーバイザー養成研修」においても、その内容はOGSVモデル²²⁾による基礎的相談・援助技術のロールプレイ形式による演習やケアマネジメント・システムを用いた問題解決システムの習得や、各種専門機関との連携のためのファシリテーション、保育施設における人材養成等と多岐にわたりスーパービジョン理論と実践を学ぶものである。これは保育施設において中核的役割を担うリーダー的立場の職員を対象に、保育者をはじめとする職員が組織の一員としての役割を果たしつつ、一人の専門職として成長できるよう支援する専門的・指導的な役割を担う人材、としての保育スーパーバイザー養成を目的としたものである。

この背景には先述のように急速な少子高齢化の 進展ならびに子ども・家庭、地域を取り巻く環境 の変化、子育て支援のニーズの多様化、それに伴 う保育施設に対する期待の拡大・深化がうかがえ る。近年、日本のソーシャルワークにおけるスー パービジョンという用語は普遍化し、先行研究に おいてもスーパービジョンがさまざまな効果をもたらすことが指摘されている。

しかし、先述のようにソーシャルワーク実践におけるスーパービジョンは、古くから臨床実践の質を高める方法として認識されていたが、ソーシャルワーク領域におけるスーパービジョン体制の効果性や意義がソーシャルワークに、どのように貢献できるかは模索されつつも具体的に明示されていないのも事実である。

このように、これまで保育を含むソーシャル ワークの領域において、具体的スーパービジョン のシステムづくりがなされていたかといえば必ず しもそうとはいえない。野坂勉は、「保育所の保 育内容の実態に関する調査研究報告書」(社会福 祉法人日本保育協会:1998年)の中で、「保育所 長のスーパービジョン機能について保育内容とし て技術的指導、あるいは保育方針と目標の具体化 と活動展開についての評価が主である。」²³⁾と述 べている。すなわち、支持的機能よりも経験知に 基づく監督指導教育が重視されているという指摘 である。このように既存のスーパービジョンは上 司や経験豊富な先輩による監督指導・教育・管理 といった意味合いが強く、対人援助専門職の自発 的な成長を促すといった専門職育成の視点が十分 とはいえない。この点について三好明夫は「スー パービジョン教育を受けないでいる園長や管理職 が無自覚的におこなう監督指導的叱咤激励をスー パービジョンと誤解している。²⁴⁾と「スーパー ビジョン的指導」の弊害として指摘している。

2020年、国は令和2年度予算として保育所等における要支援児童等対応推進事業において394億円をかけて保育所等における要支援児童等(要支援児童、要保護児童及びその保護者等)の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る事を目的とし、(仮称)地域連携推進員(保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師等)の配置を促進することとした。これは、保育分野におけるケアマネジメント・システムならびに保育スーパービジョンに関する人的整備を企図したものといえよう。これが対人援助監督指導から保育スーパービジョンへのパラダイムシフト実現の契機になることを願う。

おわりに

本研究では近年、「保育」の位置づけがどのように変化してきたかを整理・分析し、ソーシャル

ワーク実践における保育ソーシャルワークの理論 化を企図した。さらにソーシャルワーク実践とし ての保育を中心に保育ソーシャルワークとスー パービジョンに係るパラダイムを提案し、双方の 関係の課題を論じた。

保育スーパービジョンという用語が普遍化しつつある。しかし保育スーパービジョンの明確な概念規定、その固有性を見出す事は容易ではない。つまり理論上では従来から明確にされ、重視されながらも実践上では十分に遂行されてこなかったものと表現できよう。

保育スーパービジョンについて言及した多くの研究においては、その概念の曖昧さ、未発達、未体系化、時にはその機能不全に対する指摘さえなされている。つまり、スーパービジョンの必要性を説きながら、その不十分な実態をうかがい知ることもできる。

保育実践にあっては、保育に関わる専門知識とスキル、そして、その基礎となるソーシャルワークと保育に関する専門諸科学を共有する事が必須である。これがなされないとスーパービジョンが、いわゆる身上監督指導といった人事管理になってしまう恐れがある。あらためてこの点に注視すると、スーパービジョンに対するニーズの不明瞭さを要因として、ソーシャルワークとスーパービジョンの関係、保育ソーシャルワークとスーパービジョンのあり方の議論の中で各々を結びつけるものが不十分であることがうかがえる。

今後、保育スーパービジョン理論の精緻な理論体系の構築に向けては、あらためてソーシャルワーク実践としての保育に求められる知識と技術を明示すること。さらに、理論を実践に反映させるためには理論的成熟に加えて、その担い手となる保育スーパーバイザーの養成システムの確立が求められている。

註

ドナルド・A・ショーンは『省察的実践とは何か』(1983)において、既存の科学的知識・技術を実践に適用する「技術的合理性」モデルにもとづく従来の専門職像に対し、自身の行為を省察し実践を通して知識を生成する「省察的実践者」という新しい専門職像を提示した。

ソーシャル・インクルージョン (共生・社会的包摂)「貧困や社会的排除の状態にある人々が、経済、社会及び文化的な生活に参加し、当該地域

社会において一般的だと考えられる標準的な生活 水準及び福祉を享受するために必要な機会や資源 を得ること、および生活に影響を与える意思決定 に参加を進め、基本的人権が保証される状況」

中島恵理「EU・英国における社会的包摂とソーシャルエコノミー」、『大原社会問題研究所雑誌』第 561 号、2005 年、12 頁。での EU の定義の日本語訳。

コミュニティワークの概念が提起されたのは 1982 年にイギリスで公表されたバークレイ報告「ソーシャルワーカー:役割と任務」においてである。ソーシャルワーカーの役割と任務について再検討を行い、コミュニティ・ソーシャルワーカーの任務はコミュニティを基盤としたカウンセリングと社会的ケア計画を統合した実践としてコミュニティワークを提唱した報告。

このなかでもコミュニティのとらえ方、具体的な展開方法役割等についてさまざまな側面において議論されている。大橋はコミュニティソーシャルワークを「地域に顕在的に、あるいは潜在的に存在する生活上のニーズを把握し、それらの生活上の課題を抱える人々に対して、ケアマネジメントを軸とするソーシャルワークの過程と、それらの個別援助を通しての地域自立支援生活を可能ならしめる生活環境の整備や社会資源の改善・開発。ソーシャル・サポート・ネットワークを形成するなどの地域社会においてソーシャルワークを統合的に展開する支援活動である。」と定義づけている。

引用文献

- 鯨岡峻『保育者の専門性とはなにか』『発達』 No.83,Vol.21, ミネルヴァ書房、2000年、53 頁-56頁。
- 2) 前掲書 54頁。
- 3) 山縣文治『保育サービス』庄司洋子、松原康雄、 山縣文治編『家族・児童福祉』 有斐閣 1998 年、119頁。
- 4)野澤正子『保育内容と技術』待井和江、野澤 正子、川原左公編著『保育内容論』東京書籍、 1995年、211頁。
- 5) 今掘美樹『保育ソーシャルワーク研究 保育 士の専門性をめぐる保育内容と援助技術の問 題から』 - 神学と人文(大阪キリスト教短期 大学紀要) 42、2002 年、183 頁。
- 6) ドナルド・A. ショーン (2007) 『省察的実践 とは何か―プロフェッショナルの行為と思

- 考』、柳沢昌一・三輪建二 監訳、鳳書房。厚 生労働省・次世代育成支援施策の在り方に関 する研究会
- 7)「社会連帯による次世代育成支援に向けて」 2003年。
- 8)網野武博「保育所、保育士に求められる新しい役割」『保育所の保育内容に関する調査報告書平成13年度版』、日本保育協会、2002年。http://www.nippo.or.jp/cyosa/hei13/01/01_03_01.htm 最終閲覧 2017年12月26日
- 9) 伊藤良高(2007)『日本乳幼児教育学会第17回大会研究発表資料』
- 10) 石井哲夫 「私説 保育ソーシャルワーク論」 『教育・福祉研究センター研究年報 No. 7』、 白梅学園短期大学、2002 年 1 頁。
- 11) 前掲著。
- 12) 谷口泰史「求められる包括的な実践パラダイム これからの児童ソーシャルワークの課題と展望」(特集 21 世紀 子ども家庭福祉の展望 子ども家庭福祉の新しい展開)雑誌: 『世界の児童と母性』(資生堂社会福祉事業団50、2001年、34頁 - 37頁。)
- 13) 伊藤良高・香﨑智郁代・永野典詞・三好明 夫・宮﨑由紀子「保育現場に親和性のある保 育ソーシャルワークの理論と実践モデルに関 する一考察」熊本学園大学総合科学研究会編 『熊本学園大学論集・総合科学』第19巻第1 号、2012年。
- 14) 鶴宏史『保育ソーシャルワーク論-社会福祉専門職としてのアイデンティティ』あいり出版、2009年1月、51頁。
- 15) 山本佳代子「保育ソーシャルワークに関する研究動向」『山口県立大学学術情報』第6号(『社会福祉学部紀要』第19号)、2013年3月49頁。
- 16) 伊藤良高·香崎智郁代·永野典詞·三好明夫·宮崎由紀子「保育現場に親和性のある 保育ソーシャルワークの理論と実践モデルに関する一考察」熊本学園大学総合科学研究会編『熊本学園大学論集・総合科学』第19巻第1号、2012年、他。
- 17) 今堀美樹「保育ソーシャルワーク研究 保育士の専門性をめぐる保育内容と援助技術の問題から 」『大阪キリスト教短期大学記要/神学と人文』第42集、2002年、183頁。

- 18) 伊藤良高『日本乳幼児教育学会第17回大会研究発表資料』、2007年。
- 19) 日本保育ソーシャルワーク学会編『保育ソーシャルワーカーのおしごとガイドブック』、 風鳴舎、2017年、84頁。
- 20) 前掲著85頁。
- 21) 厚生労働省告示 改正保育所保育指針 2017 年 61 頁。
- 22) OGSV:奥川幸子によるピア・グループ・スーパービジョンの概念モデル。2001年に厚生労働省が実施した介護支援専門員指導者研修において用いられた。
- 23) 「保育所の保育内容の実態に関する調査研究報告書」4. 総合的考察と展望 社会福祉法人 日本保育協会:1998年 http://www.nippo.or.jp/cyosa/11/11_04.html (平成30年3月6日閲覧)
- 24) 伊藤良高·香崎智郁代·永野典詞·三好明夫·宮崎由紀子「保育現場に親和性のある 保育ソーシャルワークの理論と実践モデルに関する一考察」熊本学園大学総合科学研究会編『熊本学園大学論集・総合科学』第19巻第1号、2012年、他。

Summary

In this study, we organized and analyzed how the positioning of "childcare" has changed in recent years, and aimed to theorize childcare social work in social work practice. Furthermore, I proposed a paradigm for childcare social work and supervision while touching on various aspects of childcare social work theory, and clarified the relationship between childcare social work and supervision with the aim of discussing issues related to the relationship between the two. Many studies that refer to childcare supervision point out that the concept is vague, underdeveloped, unsystematic, and sometimes even dysfunctional. In discussions about the relationship between social work and supervision, and the nature of childcare social work and supervision, it became clear that there was insufficient linkage between each. The challenge is to once again clarify the knowledge and skills required for childcare as a social work practice in order to construct a sophisticated

theoretical system of childcare supervision theory. Furthermore, in order to reflect theory in practice, it was shown that in addition to theoretical maturity, it is necessary to establish a training system for childcare supervisors who will be responsible for this.

Keywords childcare social work, supervision, social inclusion, diversity, childcare supervision